

会計年度任用職員（パート園務員）任用のあらまし

項目	内容
勤務内容	幼稚園、保育園、こども園の事務及び施設管理に関すること
勤務日	月曜日から金曜日 ※園行事等の都合により土曜日、日曜日、祝日の勤務あり
勤務時間	午前 7 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間において勤務園の園長が指定した時間 ※始業時間、終業時間は勤務園により異なる ※1 日の勤務時間は 5 時間程度
基本報酬	時間額：1,050 円
通勤手当相当報酬	自家用車等：通勤距離に応じて支給 公共交通機関：定期券の金額（上限あり）
支給方法	翌月 20 日に口座振込 ※ただし、20 日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日
期末手当	支給無
年次休暇	任用期間により付与
年金	加入無
健康保険	加入無
雇用保険	加入
労働災害補償保険	加入
任用期間	採用された年度の範囲内（更新により最長 5 年） ※任用された日から 1 月の間は条件付採用期間
資格・免許	不問
その他	・その他の勤務条件は「浜松市会計年度任用職員の報酬及び勤務時間その他の勤務条件に関する要領（保育園支援員、こども園支援員及び幼稚園支援員）」による ・任用期間中は信用失墜行為又は政治的行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等、営利企業従事の制限に留意すること

(担当)

浜松市役所 幼保運営課

職員管理グループ

電話：053-457-2539